年　　月　　日

２種類の通知書があります。内容に応じてお使い下さい。

１ページ目：即時解雇の場合

２ページ目：３０日以内の解雇予告の場合

○○　○○　殿

代表取締役社長　△△△△　印

懲戒解雇通知書（即時解雇の場合）

当社就業規則第＊章に定める手続きに従い賞罰委員会で慎重に審議を重ねた結果、当社就業規則第＊＊条第＊項の懲戒事由に該当するため、本書により
本日付けにて懲戒解雇処分に決定しましたので、その旨通知します。

なお、労働基準法第20条による解雇予告手当については、本日給与振込口座に振り込みます。

処分事由：貴殿は、○年○月から○年○月までの間に、当社売上金＊＊＊万円を着服し、私的支出に流用した。

根拠規則および法令：

就業規則

第＊＊条（懲戒解雇）

社員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇に処する。

 (10) 会社の金品を詐取流用し、または虚偽の伝票、書類を作成、発行して
自己の利益をはかり、会社に損害を与えたとき。

労働基準法

第20条　使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。

　　年　　月　　日

○○　○○　　殿

代表取締役社長　△△△△　印

懲戒解雇通知書（30日以内の解雇予告の場合）

当社就業規則第＊章に定める手続きに従い賞罰委員会で慎重に審議を重ねた結果、当社就業規則第＊＊条第＊項の懲戒事由に該当するため、本書により
　　 年　　月　　日付けにて懲戒解雇処分に決定しましたので、その旨通知します。

なお、労働基準法第20条による解雇予告手当については、本日給与振込口座に振り込みます。

処分事由：　貴殿は、○年○月から○年○月までの間に、当社売掛金＊＊＊万円を着服し、私的支出に流用した。

根拠規則および法令：

就業規則

第＊＊条（懲戒解雇）

社員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇に処する。

 (10) 会社の金品を詐取流用し、または虚偽の伝票、書類を作成、発行して
自己の利益をはかり、会社に損害を与えたとき。

労働基準法

第20条　使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。